



CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.
日本国公認会計士 金澤 厚



第132回 タイ国 ビジネス事例 不正・誤謬・不備事例 ⑭

今回も引き続き不正事例をご紹介します。

会計処理の不正、会社財産に関する不正、会計処理方法や税務上の処理方法の誤り(=誤謬)、内部統制に関する不備(=会社のチェック体制の不備)などは、日本のみならず、タイにおいても様々なケースが発生していると考えられます。

事例をご紹介しますながら、会社として、管理者としてどういった点に注意すべきなのか、どういった対応方法が必要なのか考えてみましょう。

(事例の概要)

今回は、元従業員が架空取引、詐欺などを行っていた事案をご紹介します。

〈まとめ〉

- ・不正の種類:元従業員(当時営業所長)による私的目的による会社への詐欺、架空取引
- ・事案の内容:元従業員は、下請け先への発注者という地位を利用して、架空の請求書を発行させ、架空工事原価として個人名義の借入れを会社に支払わせ、会社を欺いていた。

(対象会社 GB 工業株式会社の概要)

GB 工業株式会社(以下、GB 社とします)は、金属屋根製品等の製造販売及び設計施工の請負を主な事業としている。

GB 社の販売体制は、全国7支店 20 営業所という全国的な販売網を構築している。更に、より効率的な販売拡大を図るため、販売代理店制度も導入しており、販売代理店として、全国で 83 社 127 拠点(2021 年 9 月末時点)を有している。製品の普及・拡販、代理店の発展と福利厚生を増進を図ることを目的として「全国GB代理店会」が組織されている。GB 社は、代理店支援のためマーケティング戦略に基づく営業・技術研修の実施、市場動向にマッチした販売体制の構築を目指している。

GB 社の売上として、代理店等に屋根材を販売する製品売上、元請け(ゼネコン等)などから受注し施工までを請け負う工事売上がある。工事売上は、工事下請け先が施工を担当する。

GB 社の 2021 年 3 月期期の売上高は 122 億 9 千万円、当期純利益 2 億 4 千万円、純資産 44 億 9 千万円となっている。

(不正行為発覚の経緯・不正行為の影響額)

GB 社盛岡営業所において、営業所長であった A1 氏について、2021 年 7 月 3 日、B1 工務店の A2 社長から借金の督促で A1 氏に電話しているが連絡がつかないと問い合わせがあり、取引先から個人的な借入をしていることが発覚した。その後 A1 氏に連絡が取れない状況となっていたが、社内初動調査により複数の下請け先からの借金、架空工事発注と工事代金の支払いが確認された(8 月 16 日付け取締役会宛てに報告)。更に 9 月 1 日付けで外部専門家による調査委員会が設置された。

11 月 15 日付け調査結果報告書によると、不正取引額の総額は約 1,233 万円、架空取引に関与していた下請け先は 5 社となった。

A1氏は2017年4月に営業所長に就任し、2018年11月頃から下請け先に個人的な借入れを持ち掛けるようになり、その返済手段として架空の工事代金請求書を発行させ、営業所長として自ら決済することで会社から支払いをさせていた。

なお、当該案件の会社全体の財務諸表への影響については、本来であれば売上原価の取り消し処理を行うべきところ、各事業年度における修正額は数百万円にとどまり、架空取引が行われた事業年度の各段階利益、総資産、純資産に与える影響は1%未満と僅少で、財務諸表の修正を行うべきという提言はなされていない。

(不正行為の発生原因・背景)

GB社の調査報告書によれば、今回の事案の発生原因、背景として以下の各点が指摘された。

① 追加発注・原価付け替えの際の牽制機能の不備

受注申請時に下請け先が確定しない場合や工事内容の一部が確定せず予備費を設定する場合があるが、予備費の支払いの際は、営業所長決済での支払い実行が可能となっていた。この点を悪用し、出金伝票について、請求書のみで起票者と承認者が同じ(又は部下に起票させ、自ら承認する)「自己承認」によって、財務部門の認証を受けていた。

また、原価付け替えについては、社内で付け替えに関するルールが明確でなかったことがあり、案件ごとの損益調整が容易に行われてしまった。

② 社内の内部管理体制の不備、取引先・下請け先との関係の不健全化

各地区の営業所では、近隣地域から採用する従業員が多く、営業所長の在任期間が長くなる傾向にあり、下請け先との関係が属人化し、癒着が発生する可能性が想定された。しかし、会社として下請け先との関係をチェック・牽制する体制は特段取られていなかった。

③ 内部監査部門のモニタリング機能が不十分であった

内部監査部門は定期的な監査を行っていたが今回の不正事案を検出することが出来なかった。その原因として、例外的事項、工事案件のうち追加工事の実在性、原価付け替えの発生には調査の重点が置かれていなかったことが指摘された。

④ 内部通報制度の機能不全

営業所長としての地位、発注者としての地位を悪用し、下請け先に借金の申し出をし、借金の返済にあたっては、下請け先に架空の取引を持ち掛け、外部には口外しないよう口止めも行っていった。こういった不正行為について長期間にわたり下請け先から会社に通報されることはなかった。

⑤ A1氏の倫理観の欠如

A1氏は、借入れの申し出に際して虚偽の口実(政治家への資金提供、元請け先への接待費用等)により個人的な借金の申し出を行っていたこと、架空の工事代金の請求書の発行を持ち掛け返済資金に充てるべく社内の経理操作を行っていたことから非常に悪質と判断される。

(再発防止策・この事例の示唆)

当該事案に対して調査報告書は再発防止策として以下の各点を提言している。

① 人事制度の見直し、定期的な人事ローテーションの実施・取引先との関係再構築

② 社内監査・モニタリング制度の強化・原価付け替えに関する社内ルールの見直し

③ 内部通報制度の実効性確保

下請け先向けの通報窓口の創設の検討、通報者の匿名性が守られることの周知が必要である。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., Ltd.

会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。

1.税務診断、2.M&Aサポート、3.スタートアップサービス、4.管理支援サービス

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th